



かわち

議会だより

第200号

平成25年11月15日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803



10月20日
復興祭

～次の定例議会は12月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員は30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴されたい方は議会事務局にお申し出ください。

－ 9 月 定 例 会 －

平成24年度決算審査

総額118億8,398万7,343円 を認定

平成24年度 会計別決算状況

区 分		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計		109億2,093万3,202円	105億4,067万5,081円	3億8,025万8,121円
特別会計	国民健康保険	6億5,038万5,379円	5億8,481万7,768円	6,556万7,611円
	直営診療施設	1億4,615万3,752円	1億3,613万5,310円	901万8,442円
	農業集落排水	1億6,997万9,550円	1億3,121万 699円	3,876万8,851円
	介護保険	4億2,035万8,824円	4億 470万9,476円	1,564万9,348円
	介護サービス	85万5,520円	84万4,280円	1万1,240円
	後期高齢者	8,528万6,184円	8,459万4,729円	69万1,455円
合 計		123億9,395万2,411円	118億8,398万7,343円	5億 996万5,068円

平成25年8月22日村長から提出された平成24年度の各会計の歳入歳出決算書及び付属書類、並びに基金の運用状況等は関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は出納室所管の証票書類と一致し正確であると認める。

審査の結果

決算監査報告

平成25年第3回定例会は、9月10日から13日までの4日間の会期で開かれた。一般質問では、6名の議員が登壇し、村の考えをただした。

今定例会では、平成24年度一般会計他6特別会計の決算認定や平成25年度一般会計・特別会計の補正予算をはじめ、条例の改正・教育委員会委員の選任同意などが審議され、すべての議案を原案のとおり議決した。

主要事業執行状況

平成24年度に行われた主要事業について各係ごとに抽出して、書類審査及び工事竣工状況審査を行ったところである。原子力発電所事故による避難者支援・村再生復興を行っている中で、事業完了、書類等の整備を適正に行った職員等の努力に敬意を表するところである。ただ一部において失念により規則等で整備が求められているにもかかわらず未整備なものも散見された。関係法令・規則を熟知され財務事務を行ってほしい。

なお、原子力発電所事故による除染費用等により予算が通常の3倍程度に膨らんでいる中で繰越を行った事業も散見されるところであり、計画的かつ速やかに事業の完成を図ってほしい。

審議された 議案

平成24年度川内村一般会計他6特別会計歳入歳出決算認定について

平成25年度川内村一般会計補正予算(第4号)

予算額を2億8千58万6千円を増額し予算総額を63億6千4百1万5千円とした

平成25年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

予算額を8千3百万7千円を増額し予算総額を7億4千7百87万5千円とした

平成25年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)

予算額に7百98万8千円を増額し予算総額を1億3千3百88万3千円とした

平成25年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

予算額に2千33万8千円を増額し予算総額を1億2千4百50万7千円とした

平成25年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

予算額に7千2百28万9千円を増額し予算総額を4億3千百18万1千円とした



平成25年度川内村介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第1号)

予算額に1万1千円を増額し予算総額を百33万6千円とした

平成25年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

予算額に64万円を増額し予算総額を8千3百65万6千円とした

川内村障がい者地域生活支援事業の利用に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例

地域生活支援事業の自己負担上限額の金額の改正

川内村重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

上位法令の改正による文言の修正

川内村税特別措置条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における不均一課税の期限を延長した

復興産業集積区域における川内村税の特例に関する条例の一部を改正する条例

根拠法令の改正に伴う文言の修正

企業立地促進区域及び避難解除区域等における川内村税の特例に関する条例の制定について

「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が施行されたため、固定資産税の

免除を最大5年間実施するために村税の特例を設ける条例制定

損害賠償の額を定めることについて

物損事故による損害賠償額を定めた

川内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上川内字後谷地63番地遠藤眞一氏の再任に同意した

発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

発議第6号 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出について

一般質問

村の考えを問う



横田 安男 議員

原発事故による汚染水の漏えい問題と損害の賠償

質 福島第一原発は汚染水の漏洩など不祥事が続いている。この安全性に対しどのように考えるのか。

答

安全確保は、復興と再生の大前提になることから、帰村における最大の課題の一つとして位置づけ、国、県、東電と連絡を密に情報収集に努めるなど必要な対応をしてきた。当村では帰村帰宅が進んでいる状況でのトラブルでありこの事態を極めて深刻に受け止め憂慮している。

今後は国が前面に出て、国費を投入して汚染水問題に関し「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」の3原則を掲げ抜本対策を講じることを表明しており、その効果を期待している。

質

旧緊急時避難準備区域に住む住民は「精神的苦痛に対する賠償」も打ち切られてる。この賠償問題についてどのような対策をとっているのか。

答

旧緊急時避難準備区域の精神的苦痛の継続に関しては、先の6月議会において、議員皆様からのご質問があり、その状況は現在においても新たな進展がないのが現実である。新たな生活支援という形で、国や東京電力に要望している。今後においても、もとの生活を取り戻すまで、生活支援の給付という形で、

国や東京電力に対して、強力な要望活動しか道はないと考える。



井出 剛弘 議員

村復興対策について

質

企業誘致・定住促進・福祉施設や商業施設の整備構想があるが、全体的な土地利用のレイアウトをどのように描いているのか。復興施設整備の財源をどのように捻出するのか。

答

沿岸部の町が壊滅的狀態のなか、特に農林業の振興、保健、福祉及び医療の充実、国道、県道などの整備促進・生活道路の改良、教育環境の整備、高等学校の確保、新たな商店復興の構築等様々な課題が山積している。土地利用計画を来年の3月末を目途に策定する。その前段で住民懇談

会を予定し村民皆様の意見を聴取したい。

昨年3月に、復興基金として約9億円を創設した。前年度に企業誘致やさまざまなインフラを確保するためこの財源の有効活用を図ってきたが、心配されるのは安定した行財政の運営ある。健全財政を維持しつつ、財政指標を見極めて、有利な過疎対策事業債や、約12億円を保有している公共施設支準備基金なども復興財源の一部と考えている。最優先するのは、国や県からの特定財源をいかに確保するかであり、財政調整基金を取り崩すことのないよう効率よく財源の確保を図って行く。

質

県道富岡大越線整備の今後の見通しはどうか。

答

戸毛ノ森地区の現道拡幅工事は、24年度秋から25年6月にかけて、499mが完了した。今年度も継続し、254mが工事発注され、間もなく着手する。下原地区の改良工事は、法線が決定され測量と補償費の調査、底地の

一般質問

村の考えを問う

国有林の調整を行っている。震災後は、郡山市及び田村市方部への重要なアクセス道路となっているので、田村市と協議しながら福島県に対して早期整備促進を要望して行く。

質

本村の飲料水は、水質検査結果問題ないとされているが、村民の不安・心配は払しょくされていない。どう考えるか。

答

飲料水の不安を解消すること、結果的に帰村に繋がると考えている。

この春以降東京電力復興本社には村長、議会議長及び行政区長会長の連名で要望、根本復興大臣、赤羽経済産業副大臣にも直接強く訴えてきた。先月12日直接東電福島復興本社石崎代表に強く安全確保を求めた結果、旧警戒区域で放射性物質が1リットル当たり10ベクレル以上の時に対応したい旨の報

告があった。この状況では、全村を対象に不安解消を求めている点で納得ができないので強力に折衝したい。



佐久間 武 雄 議員

コードモエナジー事業の縮小について

質

田ノ入地区農地に誘致計画されていたコードモエナジーが当地での事業ができなくなったことで事業の変更について説明があったが、これまでの経緯はどうか。

答

ふくしま産業復興企業立地補助金は、コードモエナジー側で、昨年7月に福島県に申請し、9月10日に決定された。

その後、地権者説明会を開催した結果、地権者の方々は用地買収には前向きな状況であった。その後国の方から、20キロ圏内の財物賠償が浮上し、公共事業等であっても売却した場合の土地の収入金は、賠償金から控除する内容のものであり、本村では、再三にわたって控除しないように要望してきたが、6月議会までは、認められない状況であったため、地権者側が不利益を受け、コードモエナジー側と相談をし、計画変更をした。

企業立地補助金でも計画変更で、事業費の縮小が認められた。

質

いち早く誘致した菊池製作所をはじめ各企業・野菜工場等の雇用について状況をどのように捉えているのか、現在の村民の雇用人数はどうか。

答

菊池製作所は、昨年31名で雇用がスタートした。現在では25

名で、3か月で8名が退職した。大きな要因は、飯館工場への通勤が原因であると聞いている。まだ操業開始をして1年にも満たない状況であり、やむを得ないものと考えている。

現在の雇用状況は、旧第2小学校の体育館に進出した二ングルには4名・コードモエナジーは10月から5名でスタートする予定である。植物工場は、12名を雇用しているが、作業の規模からして労働者が不足している。



一般質問

村の考えを問う



渡 邊 一 夫 議員

仮設焼却施設の考えは

質

東電南いわき開閉所に計画されている仮設焼却施設についてどのように考えているのか。

答

廃棄物の処理施設や農業系廃棄物の減容化施設は、迷惑施設であり、誰もが自分の家の近くに造って欲しくない施設でもある。しかし、どこかに造らなくてはならない施設でもある。だからと言って地域の理解がないがしろにするものではない。心配を払しょくする対策を真剣に検討する

ことも重要である。

中間貯蔵施設は楢葉町、大熊町、双葉町での調査が進んでおり当村からも搬入が予定される。可能な限り検討する姿勢は重要と考える。

事前調査から前進できる段階になれば、田村市と協議して、安全対策の担保措置等、必要な対応策を十分準備する用意がある。

質

復興のためという理由で農地を転用して利用することについて、どのように考えているのか。

答

住民帰村を最優先に考え仮設住宅や植土工場、商業施設や特別養護老人ホーム、災害公営住宅、工業団地や住宅団地を模索している。これらは、優良農地の中心地に整備するものではなく、住宅地に接していることを基本として、最適地と判断して場所を特定した。

これらのインフラ整備は、富岡町など沿岸部自治体の施設を活用できないことに伴うもので、緊急性に配慮し、村民の利便性のことを考えてである。優良農地の中心部を虫食い状態にすることを避けるため、今後も遊休農地や住宅の延長上にあるような場所を計画地として活用したい。

質

商店や農家に対する支援はあるが、帰村者に対する生活支援がない。村はどのように考えているのか。

答

帰村者や避難者を含め直接、間接に支援策を実施している。村税免除、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等の税金及び保険料や一部負担金免除、各種使用料、村有地貸付金の免除等で約4億7千390万円。住民の内部被ばく検査の無料化、食品検査、防犯巡回パトロールの実施等今後も財政的な制約はあるが、住民への効果的な支援策を検討していく。

質

東電第一原子力発電所のトラブルと国や東電の対応について村長はどのように考えているのか。

答

村へ帰村帰宅が進んでいる中でトラブルであり、この事態を深刻に受け止め極めて憂慮している。県は、直ちに、東京電力、経済産業省、原子力規制委員会に対して、早急な対策、再発防止の徹底を強力に申し入れた結果、国が前面に出て、国費を投入して汚染水問題抜本対策を講じることを表明した。国が今回決断したことについて一定の評価はできる。



一般質問

村の考えを問う



高野政義 議員

質

県道小野富岡線は双葉郡の復興に欠かせない路線であり、いわき市川前町と小野町を結ぶ区間（広瀬工区）のバイパスの計画全線を自動車専用道路として要望すべきではないか。

答

県道吉間田滝根線は、あくまで高原道路の小野インターから広瀬地区までは、同じ規格の自動車専用道路として計画されている。広瀬地区からいわき市小白井地区までは小野・富岡線と同等な一般道路の規格で計画

質

県道小野・富岡線の五枚沢工区の整備状況はどうか。

答

震災前に着手していた毛戸川入口の橋梁工事は、右岸側の橋台と上部工及び現道からの取り付け道路の工事が発注されまもなく着手する予定。鍋倉地区のトンネルは今年度中には発注する計画。富岡側の工区については、方線の測量、調査が実施されており、今年度中には方線が決定する予定になっている。

され、平成32年度の完成を目指している。全区間が専用道路となると乗り入れは、インターチェンジだけになり、小白井地区から広瀬地区までの利便性を考慮しなければならず、関係市町村と十分協議・検討したうえで判断する。



井出茂 議員

質

第一原発から20キロメートル圏内の住民は避難生活を余儀なくされている。多くの避難住民は被災地近くに住みたい要望がある。新たな住民の受け皿を整えてゆくには復興公営住宅の建設や空き家対策を進めていくことが急務である。

山林の宅地化は時間と経費がかかり現実的ではない。必然的に農地の宅地化が必要になることは明白だと考える。

農地の土地利用計画の基本理念とその具体策はどうか。

答

農地の宅地化は緊急性や利便性に配慮して、ある程度考えなければならぬが、誰が見ても農地の一等地であれば、農業振興上、当然のように農地として活用することを否定

するものではない。従って、農地の遊休地や管理不能な場所については、開発対象区域として有効活用したいと考えている。具体的には、今年度策定を予定している土地利用計画の中で詰めていくが、現段階では、第二種農地であっても耕作をしていない所など明確に区域割りを行い、開発できるエリアなどをゾーニングしていきたいと考えており、この区域図の策定については、農業委員会や関係機関と連携をしながら意見を聴取していく。

質

農業を取り巻く状況と併せてその具体的な振興策はどう考えるのか。

答

今後の農業政策においては、集落営農を導入しつつ、農地バンク的な組織を設立して、規模拡大を図りながら産業として成りたつよう、意欲のある農家を育てていく。村内外を問わず新規に農業を始めたという方や法人設立など、新しい農業を模索し、組織化などを議論しながら取り組んでいく。

行政報告

除染の実施状況と 仮置場の確保

これまでの除染の契約総額は73億6千9百5万円であり、農地除染15億2千4百7万円を加えると、現在88億9千3百12万円が契約額となっている。

本村実施分の民家除染の1

千61世帯はすべて終了した。

現在、下川内方部の道路除染と三ツ石地区の農地除染を展開中であり、9月で完了する予定である。今後は、第1区の生活道路を発注し、農地周囲の除染を実施するため、境界測量や線量調査を7月から行っており、完了しだい着

手する予定である。第2区から第4区までの生活道路についても、線量調査を行っており、調査終了後、必要に応じ

て、除染を行う予定である。村内、第5番目の牛淵地区の仮置場設置は、地域住民のご理解がほぼ得られたことから、地積測量や線量調査を実施しており、今後地権者と賃貸契約後、着手し、年度内の完了を目指したい。

旧警戒区域の環境省の直轄論のこと海外での放射線被ばくに関することを研究し、被爆地長崎ができることを医療的側面から支援体制を行って

いる。

行政調査報告

長崎平和祈念式典に 参加

長崎大学は被爆地として、放射能被害を受けて帰村をした川内村に復興支援をするため、川内村と包括的連携の協定を締結した。

私たち議員はお互いを理解する作業として、被爆地長崎

の原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参加した。式典に参加する前日は長崎大学原爆後障害医療研究所で高村先生から放射線被ばくについてのレクチャーを受け、長崎大学片峰学長を表敬訪問した。

長崎大学は放射線被ばくに関する医療的側面を国内は勿

除染区域は、民家除染はすでに終了し、生活道路や農地周囲の除染もほぼ完成に近く、

現在、農地の除染を行っており、ガンマカメラにより線量再調査の進捗状況は、第7区の百7世帯の調査が6月末に完了し7月16日に調査報告会を開催した。第6区全域の百

28世帯も8月末で終了し、住民説明会を9月26日に予定をしている。第5区は、9月から調査をはじめた。

崎平和宣言は、核不拡散平和条約(NPT)再検討会議準備委員会に提出された共同声明に署名しなかったことについて「被爆国として二度と、世界の誰にも被爆の経験をさせないという、被爆国の原点に反する」として強く批判をした。

原発事故に触れて、「未だ収束せず、放射能の被害は拡大しています。多くの方々が平穏な日々を突然奪われたう

え、将来の見通しの立たない暮らしを強いられています。長崎は、福島の日も早い復興を願い、応援しています。」と被爆地長崎だからこそいえる、心の底に重く残る言葉をいただいた。

